

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)様  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今村 隆之  
北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉野 将司

### 学校における体育活動中の事故防止等について(通知)

このことについては、これまでも関係通知等により、事故防止等に向けた安全指導の徹底をお願いしているところです。こうした中、先日、道内の私立高等学校において、部活動の練習準備中に移動式バッティングゲージが転倒し、生徒1名がその下敷きとなって深刻な怪我を負うという痛ましい事故が発生しました。

体育の授業、運動会等の体育的行事、運動部活動等の「体育活動」は、その特性上、事故等が発生する危険を有していることから、児童生徒の生命、身体等の安全を守るべき学校においては、安全管理や安全指導等を徹底する必要があります。

つきましては、同様の事案の発生を防ぐため、各学校において、次の事項に留意するとともに、別紙も活用しながら、改めて、体育活動中の事故防止の徹底を図るようお願いいたします。

なお、体育活動中の事故が発生した際には、「児童生徒の事故報告について」(平成26年3月31日付け教生学第988号通知)の別紙「記入上の注意事項」に基づき、事故報告書を提出するとともに、教育上重大な事故や、社会的に反響が大きい事故などが発生したときは、直ちに、教育局に対し、電話等で確実に速報するようお願いいたします。

また、市町村教育委員会においては、所管する学校に周知願います。

#### 記

#### 1 安全点検及び安全管理の徹底

- ・ 使用する施設や設備、用具等の安全性について、使用頻度が低いものも含め、この機会に改めて点検を行うこと。
- ・ 点検に当たっては、点検の実施者、点検項目、基準等を明確にした上で行うとともに、各学校の実情等に応じて継続的に実施し、その状況を記録しておくこと。

#### 2 児童生徒に対する安全教育の充実

- ・ 児童生徒に対し、使用する施設や設備、用具等の安全な使用方法を十分に指導すること。
- ・ 特に、サッカーゴール等の大型の用具を移動する際には、必ず指導者の立ち会いの下、全員で大きな声で声掛けをしながら行い、設置後は重りや杭等で固定すること。
- ・ 大型の用具について、雨天や強風などにより危険が予見される場合には、ためらうことなく使用を見合わせること。
- ・ 各部活動において、危険性の高い用具の取扱いや、起こりやすい事故について指導するなど、種目特有の危険性を踏まえた安全指導を徹底すること。

### 3 事故発生時に備えた学校体制の確立

- ・ 応急手当の方法、保護者への対応、校内の報告体制等を確認し、必要な改善を行うなど、救急体制を整備すること。
- ・ 心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当についての研修を定期的実施し、教職員や部活動指導員等の対応能力を高めること。
- ・ 教職員や部活動指導員等は、AEDの設置場所を確実に把握しておくこと。
- ・ AEDは、機械が心室細動と判断した場合のみ電気ショックを行うので、「意識がない」「呼吸をしていない」「普段している呼吸と違う（死戦期呼吸）」などの場合には、ためらうことなくAEDを使用すること。
- ・ 部活動においては、年間指導計画の作成に併せて、救急体制や連絡体制を明確にした安全計画を作成し、教職員や部活動指導員、児童生徒、保護者等に周知すること。





〔健康・体育指導係〕  
〔学校安全係〕

## 別紙

### 1 参考通知

- ・「学校における体育活動中の事故防止等について」(令和5年4月10日付け教健体第32号)
- ・「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」(令和5年2月21日付け教健体第1188号)

### 2 参考資料

- ・骨折の事故防止の参考資料  
骨折事故防止パンフレット「なくそう！骨折事故」  
(令和3年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センター) 
- ・組体操を含む体育的行事における事故防止に関する参考資料  
「体育的行事における事故防止事例集」  
(平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター) 
- ・運動部活動指導の参考資料  
「運動部活動での指導のガイドライン」【※参考】  
(平成25年5月 文部科学省) 
- ・学校体育活動中の事故防止に関する参考資料  
「学校体育活動中における事故防止の手引」  
(平成21年3月 北海道教育委員会) 

#### 【※参考】 「運動部活動での指導のガイドライン」(P.7)

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

- 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要です。  
指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。  
また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすることが大切です。
- 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち合い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。  
このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれます。